

## 日本海員組合創立經過日誌

義に對獨平和條約第十三編、第三百八十七條以下労働規約の制定せらるゝありて各締盟國は多數の人  
民に對する不正、困苦及び窮乏を伴ふ現今の労働狀態は大なる社會的不安を醸生し世界の平和協調を危  
殆ならしむるものなりとの理由に依り労働時間制は勿論、労働調節、失業防止、勞務疾病に対する保障  
利益擁護、結社自由の原則承認等總て正義人道を旨とする改善事業に一致協力すべきことを決し一千九  
百十九年其の第一回労働總會を米國華盛頓に開かれたり而して是等規定の外海員に適用すべきものは昨  
年六月十五日を以て伊太利ゼノアに第二回國際労働總會に於て審議採擇せられたり輒近世界の勢趨が社  
會的平等公正の觀念より確然多數者の利益擁護を本位と爲しつゝある際我邦に於ける一般労働法規の不  
完全にして労働者自體の覺醒尚ほ甚だ幼稚の狀態にあるは浩嘆に堪へざる所なり殊に我海員は其の數三  
十二萬を超えて操縦船三百八十萬噸を算し即ち世界第三位の大運河として國運の隆昌に直接の關係を  
有するものなれば其の地位職責の重視せらるべきは當然のことなるに今日迄之が從業者の生活を保障  
し改善せしむべき機關すら一も完全なるを見す斯くの如くにして眞に海國日本の素質を充實し國力の増  
進を期圖することは殆んど不可能事と謂ふべく況んや國際的に日本海員の地位を認識せしむるが如きは  
實に至難と謂はざるべからず爰に於てか我等同志は今次驟然起つて是等の缺陷を補足べすべく小異を捨て